

付録 C 食品工業用加工助剤の使用規定

C.1 食品工業用加工助剤（以下、「加工助剤」とする）の使用原則

C.1.1 加工助剤は、食品の生産加工過程において使用しなければならない。使用する場合には、工程の必要性を有していなければならない、所期の目的が達成されることを前提として、できる限り使用量を減らさなければならない。

C.1.2 加工助剤は通常において、最終製品ができる前に除去しなければならない。完全に取り除くことができない場合には、可能な限りその残留量を減らさなければならない。その残留量が健康に危害をもたらすようなことがあってはならず、最終食品においてその機能を発揮させてはならない。

C.1.3 加工助剤は、対応する質量規格の要件を満たしていなければならない。

C.2 食品工業用加工助剤の使用規定

C.2.1 加工助剤の名称をピンイン順に配列した表 C.1は、各種食品加工過程で使用でき、残留量に制限のない加工助剤（酵素製剤は含まない）を示したリストである。

C.2.2 加工助剤の名称をピンイン順に配列した表 C.2 は、機能及び使用範囲を規定する必要がある加工助剤（酵素製剤は含まない）を示したリストである。

C.2.3 酵素製剤の名称をピンイン順に配列した表 C.3 は、食品の加工で使用が認められている酵素を示している。各種酵素の由来及びドナーについては、表中の規定を満たしていなければならない